

【東京版】環境減税のお知らせ～平成21年4月から実施しています～

# 次世代自動車の導入促進税制 (自動車税・自動車取得税の免除)

## ◆ 対象自動車

次に掲げる自動車で、平成21年度から平成32年度までに新車新規登録等を受けたもの

- ・燃料電池自動車（水素を燃料とするもの）
- ・電気自動車
- ・プラグインハイブリッド自動車



電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の対象年度が延長されました！！

## ◆ 免除額

### 自動車税

新車新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分を**全額免除**

免除対象の年度 新車新規登録を受けた年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
21年度	免除◎	免除①	免除②	免除③	免除④	免除⑤	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
22年度		◎	①	②	③	④	⑤	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
23年度			◎	①	②	③	④	⑤	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
24年度				◎	①	②	③	④	⑤	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
25年度					◎	①	②	③	④	⑤	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
26年度						◎	①	②	③	④	⑤	課税	課税	課税	課税	課税	課税
27年度							◎	①	②	③	④	⑤	課税	課税	課税	課税	課税
28年度								◎	①	②	③	④	⑤	課税	課税	課税	課税
29年度									◎	①	②	③	④	⑤	課税	課税	課税
30年度										◎	①	②	③	④	⑤	課税	課税
31年度											◎	①	②	③	④	⑤	課税
32年度												◎	①	②	③	④	⑤

※新車新規登録を受けた年度：◎印

### 自動車取得税

○平成21年4月1日から平成33年3月31日の間に取得したもの

…新車・中古車ともに**全額免除**

## 次世代自動車における国と都の制度の違いについて

### 自動車税



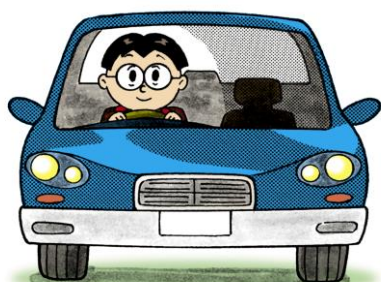
	電気自動車(燃料電池自動車を含む) プラグインハイブリッド自動車
国の制度	新車新規登録の翌年度のみ概ね75%軽減
都の制度	新車新規登録時の月割分及び翌年度からの5年度分を課税免除

### 自動車取得税



	電気自動車(燃料電池自動車を含む) プラグインハイブリッド自動車	
新車	非課税	
中古車	国の制度	取得価額から45万円控除
	都の制度※	課税免除

※ 平成20年度以前に新車新規登録を受けたものの取得については、取得価額から45万円控除となります。(国と都の制度は同じです。)



＜ お問い合わせ先 ＞  
主税局課税部計画課自動車税班  
電話 03(5388)2954